

## 奈良市建築計画概要書等の窓口閲覧システムに関する事務取扱

(趣旨)

第1条 この取扱は、都市整備部建築指導課（以下「建築指導課」という。）が管理する建築計画概要書等の窓口閲覧システム（以下「閲覧システム」という。）を利用した閲覧又は複写について、奈良市建築計画概要書等閲覧規程に加えて必要な事項を定めるものとする。

(閲覧又は複写の対象となる電磁的記録)

第2条 建築指導課が管理する電磁的記録のうち、閲覧システムを利用して閲覧又は複写に供することができるものは、次に掲げるものとする。尚、奈良市建築計画概要書等閲覧規程第1条に掲げる書類のうち、次に掲げるもの以外については窓口にて職員対応とする。

(1) 閲覧又は複写に供することができる電磁的記録

建築計画概要書・処分の概要書（昭和45年～現年度から2年前の建築物について）

(2) 閲覧に供することができる電磁的記録

建築確認等受付台帳

(閲覧)

第3条 前条に掲げる電磁的記録の閲覧を求める者は、閲覧システムの利用申請画面にて必要事項を入力し、建築指導課へ提出を行うものとする。

2 建築指導課長（以下「課長」という。）は、必要があると認めるときは、閲覧を行おうとする者に対して、身分を明らかにする書類の呈示を求めることができる。尚、必要があると認めるときとは、入力された利用申請者情報内容が疑わしい場合等である。以下同じ。

(複写)

第4条 第2条(1)に掲げる電磁的記録は、閲覧システムにより複写できることとする。

2 前項に規定する複写を行う者は、1件300円を費用として負担しなければならない。

3 前項に規定する費用の納入額を証する書面は、会計規則第20条の規定に基づき、閲覧システムから出力する領収書、又は建築指導課作成の領収書によることとする。

4 課長は、必要があると認めるときは、複写を行おうとする者に対して、身分を明らかにする書類の呈示を求めることができる。

(事務の取扱時間)

第5条 第3条又は第4条に掲げる文書等の閲覧又は複写の取扱時間は、次のとおりとする。

ただし、課長は必要があると認めるときは、取扱時間を変更することができる。

事務の取扱時間 午前8時30分から午後3時まで

2 前項に規定する取扱い時間のうち、午前8時30分から午前9時及び正午から午後1時は閲覧システムのメンテナンス等のため利用は不可とする。

(予約)

第6条 閲覧システムの利用について以下のとおり予約可能とする。

午前9時から午前9時20分まで及び午後1時から午後1時20分までの各時間帯につき1人まで

(閲覧可能件数及び時間)

第7条 1回の利用につき閲覧可能な件数は15件以内、かつ閲覧可能な時間は20分以内とする。

(電磁的記録の更新)

第8条 電磁的記録は2年度前までの処分が反映されている。

(その他)

第9条 奈良市建築計画概要書等閲覧規程に準ずる。

附則

この事務取扱は、令和5年4月1日より施行する。